

平成 30 年度厚生労働省予算案の主要事項（抜粋）

Ⅲ 主要事項

第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引上げなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る。

1 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

855億円(608億円)

(1) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援【一部新規】

19億円(6.9億円)

- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うため、業界別の特性を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援などを行う。
- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善対応に向けて、47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

836億円(601億円)

① 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援

834億円(598億円)

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援するキャリアアップ助成金等について、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充を行うこと等により、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を推進する。

② 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及 2.5億円(2.5億円)

労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換が平成30年度から本格的に行われることを踏まえて、周知徹底、導入支援、相談支援を行い、無期転換ルールの円滑な運用や、これを契機とした多様な正社員制度の普及を図る。

2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり 317億円(256億円)

(1) 長時間労働の是正 247億円(190億円)

- ① 生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 (一部再掲・21ページ参照) 56億円(23億円)
- ・ 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。
 - ・ 過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。
- ② 医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善等【一部新規】 (一部後掲・29、30ページ参照) 140億円(113億円)
- ・ 働き方改革実行計画において、医師については時間外労働規制の対象となることから、医師の長時間労働是正に向け、病院実態調査を実施するほか、相談体制の強化を図ること等により、都道府県医療勤務環境改善支援センターがより効率的・効果的な支援を行う。
 - ・ 自動車運送事業について、時間外労働の削減や労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主とトラック運送事業者の協働による労働時間の短縮や、労働時間の改善に向けたハンドブック等の作成に取り組む。
 - ・ 建設業については、新たに時間外労働の上限規制に対応するための助成金の支給対象とするなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。
 - ・ 情報サービス業(IT業界)については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。
- ③ 勤務間インターバルの導入促進【一部新規】 (一部再掲・①参照) 15億円(7.7億円)
- 勤務間インターバルを導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバルの普及促進を図る。

- ④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 23億円（11億円）
- ・ 時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場に対し、民間事業者を活用し、自主点検を実施した上で、36協定制度を始めとした労働条件に係る集団や訪問による相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、適法な36協定の締結に向けたきめ細やかな相談支援を実施する。
 - ・ 新規起業事業場に対し、労務管理等に係る知識付与のためのセミナー等を行う。
 - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署に配置している時間外及び休日労働協定点検指導員等を増員することにより、相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の強化を図る。

- ⑤ 過労死等の防止（一部再掲・21、22ページ参照）（一部後掲・⑥、24ページ参照） 143億円（90億円）
- 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

- ⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 2.5億円（2.4億円）
- 年次有給休暇の取得促進に向けて、普及啓発に努めるとともに、地域のイベントなどの特性を活かした取り組みを進める。また、平成30年度から実施される学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて中小企業にあっても年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

(2) 健康に働くことができる職場環境の整備 70億円（60億円）

- ① 産業医・産業保健機能の強化【一部新規】 45億円（36億円）
- 全国の産業保健総合支援センターにおける産業医・保健師などによる訪問指導の拡充、産業保健関係者や事業者向け産業保健研修の充実等により、中小企業等の産業保健活動を支援する。
- ② メンタルヘルス対策【一部新規】（一部再掲・①参照） 46億円（37億円）
- 小規模事業場等に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

③ パワーハラスメント防止対策

1. 2 億円（1. 2 億円）

ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じたパワハラ防止対策の周知・広報及び取組促進、取組を指導できる人材の養成を引き続き行うとともに、希望する企業にパワハラ防止対策の具体的手法の個別コンサルティング等を実施する。

④ 早期の紛争解決に向けた体制整備等

2 2 億円（2 1 億円）

パワーハラスメントをはじめとした労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

(3) 労働者が安全に働くことができる環境の整備

9 3 億円（8 1 億円）

① 第 13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進【一部新規】

8 2 億円（7 1 億円）

- ・ 労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。
- ・ 墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けた検討など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事や首都圏で増加する各種建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。
- ・ 製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策の推進及びリスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の促進を図る。
- ・ 伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進【一部新規】

2. 5 億円（1. 6 億円）

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

1 0 億円（9. 4 億円）

- ・ 化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

・ 建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査（事前調査）を徹底するなど施策の充実を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,702億円（8,727億円）を計上

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 7.5億円(6.8億円)

(1) 雇用型テレワークの導入支援【一部新規】 5.7億円(5.5億円)

平成29年度に刷新する雇用型テレワークのガイドラインについて、周知を図るとともに、テレワーク相談センターや国家戦略特別区域における導入支援、セミナーの開催等を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

(2) 自営型テレワークの就業環境の整備【一部新規】 71百万円(36百万円)

就業環境の適正化を図るため、平成29年度に刷新する自営型テレワークのガイドラインを周知徹底するとともに、仲介事業者が守るべきルール of 明確化や働き手への支援の充実を図る。また、雇用類似の働き方に関して、平成29年度に設置した有識者による検討会での検討結果を踏まえ、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。

(3) 副業・兼業の普及促進 1.1億円(89百万円)

働き方改革実行計画を踏まえ、柔軟な働き方のひとつとして、長時間労働を招かないよう配慮しつつ、副業・兼業の推進に向けたガイドライン等を策定し、周知を行うことにより副業・兼業の普及促進を図る。

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の 参画

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・障害者・高齢者等の活躍促進、外国人材の受入れ強化などにより、多様な働き手の参画を図る。

2 若者や就職氷河期世代の活躍促進 580億円(295億円)

- (1) 地元就活支援コラボプロジェクトの推進【一部新規】 84億円(87億円)
希望する地域で働ける勤務制度の導入等を促進するため、若者雇用促進法に基づく指針を改正し、社会的機運の醸成を図るとともに、文部科学省と連携し、より早期からの職業意識形成支援と、就職ニーズの把握に取り組むことで、大学生等が望む働き方・地域での就職の実現を図る。
- (2) 就職氷河期世代への支援【一部新規】(一部後掲・31ページ参照)
71億円(79億円)
- ・ いわゆる就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成を行うとともに、担当者制によるきめ細かい就職支援等を実施する。
 - ・ 地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた総合的サポートのモデル実施に着手する。
- (3) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化
4.1億円(3.8億円)
- ・ ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする等の職業安定法改正法の円滑な施行に向けて、事業主や労働者等へ周知する。
 - ・ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」の相談体制を拡充するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を引き続き運営する。
 - ・ 地域において若い労働者等を対象に自治体等が主催するセミナー等で活用できる労働法に関する学習プログラムの開発を行うとともに、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等にかかるシンポジウムを開催する。

(4) 在職中の若者の定着支援【一部新規】 1. 2億円(24百万円)
在職者の職場への定着支援や非正規雇用労働者のキャリアアップに関し、専門的知識を有するキャリアコンサルタントの育成・企業内外での活用促進を図る。

(5) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進【一部新規】
421億円(126億円)

- ・ 地域若者サポートステーションと関係機関との連携強化等による、高校中退者等をはじめとする若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた総合的サポートのモデル実施に着手する。
- ・ 人手不足となっている業界への若者等の定着のため、業界主導で育成支援団体及び協力企業が一体となって、基礎的知識・能力の形成から一人前レベルの取得まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。

3 治療と仕事の両立 **26億円(19億円)**

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進【一部新規】 14億円(11億円)

- ・ 労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成28年2月策定の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の普及推進など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。
- ・ 企業における治療と仕事の両立を図るための制度の導入に対して助成金による支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築(一部後掲・58、60ページ参照)
25億円(19億円)

- ・ 主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。
- ・ 主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。
- ・ がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴や、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向けの疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。
- ・ ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就職支援について、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。
- ・ がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組み

を構築するため、各個人の状況に応じた治療と仕事の両立プランの策定などを行うモデル事業を実施する。

- ・ がん、難病患者の就労支援を引き続き実施するため、がん診療連携拠点病院の相談支援センターや、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を充実させる。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

6 外国人材の受入れ

54億円(54億円)

(1) 高度外国人材の受入れの強化

18百万円(16百万円)

企業のイノベーションに結びつく高度IT人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方の検討を進める。

(2) 外国人留学生等の就職支援【一部新規】

4.4億円(3.7億円)

外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対して、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

(3) 定住外国人等に対する就職支援

13億円(14億円)

① 日系人及びその子弟を含む、定住外国人等に向けた職業相談の実施

7.5億円(8.7億円)

- ・ 定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークにおいて、専門相談員の配置及び通訳を活用した職業相談や、雇用管理に関する相談支援等を実施していく。
- ・ 通訳不在のハローワーク等における多言語対応力の強化を目指すため、10か国語の電話通訳が可能なコールセンターによる支援を実施していく。

② 外国人就労・定着支援研修の実施

5.5億円(5.6億円)

日本に定着して仕事を継続することを希望する者を対象とし、日本語能力も含めたスキルアップを行う外国人就労・定着支援研修事業を実施していく。

(4) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用

37億円(36億円)

技能実習法に基づき、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用を図る。

第4 健康で安全な生活の確保

健康長寿社会の実現を目指し、受動喫煙の防止・健康づくり・生活習慣病の予防等の健康増進対策、がん・肝炎・難病等の各種疾病対策、新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品などの安全対策の強化や信頼性の確保、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策、がん対策、肝炎対策 1,022億円(956億円)

- (1) 健康増進対策 74億円(41億円)
- ① 受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 42億円(10億円)

飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成や自治体が行う指定屋外分煙施設(※)の整備への支援、国民や施設の管理者への受動喫煙防止に関する普及啓発を行う。

※ 受動喫煙の防止に資するよう、屋外の不特定多数の方が利用する場所において分煙を行う施設

IV 主要事項（復旧・復興関連）

＜第1 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援＞

（雇用の確保など）

（1）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興）

15億円（19億円）

原子力災害の影響を受けた福島県の被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

（2）産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興）

制度要求

被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

（3）福島避難者帰還等就職支援事業の実施

3.9億円（4億円）

自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。

また、福島県の市町村に対し、市町村の実情に応じて助成金等雇用創出の支援ツールの活用方法の提案や、手続・運営に関するアドバイスを行う。

さらに、福島県内外の避難者の就職支援を推進する。

（4）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策

2.1億円（2.7億円）

東日本大震災及び熊本地震の被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

- (1) 食品中の放射性物質対策の推進（復興） 97百万円（97百万円）
食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。
- (2) 東京電力福島第一原発作業員への対応 9.4億円（9.4億円）
東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の開設により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。
また、被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。